

議 事 録

会議名	令和元年度第2回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 令和元年度第2回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	令和元年11月7日（木）14:00～15:15		
開催場所	寒川町役場本庁舎3階 議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：中島、飯野、入澤、齋藤(宙)、坂元（欠席：齋藤(昭)） 事務局：三橋(総務課長)・高橋(総務課行政総務担当主査)・武田(総務課行政 総務担当主任主事) 大八木(税務課長)・中澤(税務課主幹)・畠山(都市計画課長) 傍聴者：1名		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 寒川町個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく諮問につ いて（個人情報の目的外の利用、提供について） 第3号 寒川町情報公開条例第24条第2項の規定に基づく情報公開制度の運 営に関する重要事項の諮問について 第4号 寒川町個人情報保護条例第36条第2項の規定に基づく個人情報保護 制度の運営に関する重要事項の諮問について 第5号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 第6号 その他		
決定事項	第1号 飯野副会長・齋藤(宙)委員を指名。 第2号 諮問取下げ 第3号 諮問のとおり承認 第4号 諮問のとおり承認 第5号及び第6号 報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 (一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号2：議事第3号及び第4号の諮問案件及び資料 資料番号3：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 ※資料番号1は、議事第2号の諮問取下げに伴い取下げ		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	飯 野 守 齋 藤 宙 也 （令和元年12月19日確定）		

議 事 の 経 過

1. 開会 三橋総務課長

事務局より、議事第2号の諮問案件に関し実施機関においてさらに検討事項が生じたため、諮問を取り下げる旨を報告した。

(1) 委員の出席数と会議成立の報告

事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中5名の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告した。

(2) 傍聴者の有無報告と入室許可の確認

事務局より、傍聴希望者が1名いることを報告。寒川町審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、傍聴者の入室を出席委員全員が了承。

(傍聴者入室)

2. あいさつ 中島会長

3. 議事

議事審議の前に、会長より本日の会議の進め方について諮り、了承された。

第1号 議事録承認委員の指名

委員名簿の順により、今回の担当委員として飯野副会長及び齋藤(宙)委員を決定した。

第2号 寒川町個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく諮問について（個人情報の目的外の利用、提供について）（諮問取下げのため審議せず。）

議事第2号の諮問案件は取下げとなったが、委員より、改めて諮問を行う際には次の点に注意するよう意見がなされた。

(1) 関係法令等をきちんと確認して突き合わせた上で諮問すること。

(2) 今回の諮問事項が法令や計画のどの部分に該当し、こういった根拠でされているのか資料だけでは不透明であったため、その点に注意して資料作りをすること。

第 3 号 寒川町情報公開条例第 24 条第 2 項の規定に基づく情報公開制度の運営に関する重要事項の諮問について

第 4 号 寒川町個人情報保護条例第 36 条第 2 項の規定に基づく個人情報保護制度の運営に関する重要事項の諮問について

【説明】 事務局より、資料に基づき説明（資料番号 2）

【質疑】 （凡例） ※：委員、→：事務局

※ 個人情報保護条例第 33 条において、引用している条項に誤りがあったため改正することであるが、これまでこの条文に基づいて行われた措置については、どのように対処するのか。

→ 今回の場合は、この規定に基づいて行われた措置がなかったため支障はないが、今後このようなことがないように十分に気をつける。

※ このような場合は、もともと間違っていたという理由付けで改正するのか。

→ 先ほどの説明のとおり、引用条文に誤りがあったとして改正を行う。

※ 個人情報保護条例第 34 条の 2 及び情報公開条例第 22 条の 2 において「手続き」と表記されているが、寒川町の公的な文章の表記として送り仮名をつけるということで間違いないか。

→ 確認して正しい形に修正する。

※ 今回の条例改正は、情報公開審査会（以下「審査会」という。）からの意見書をもとに行っているが、審査会に対し、審議会における検討状況について中間報告を行う予定はあるか。

→ 前回の会議の後、審査会委員の意見聴取を行った際に審議会の検討状況を知らせた。今回の会議の結果や議案提出について改めて審査会を開いて報告することは予定していないが、必要に応じメール等で情報提供することは可能である。

※ 審議会と審査会では役割が異なるが、進捗状況等の中間報告は行ったほうが良いと思う。

※ 今回の資料では、一部改正する箇所が赤字で示されおり、集中してこの部分の審議ができる。今後もこのような工夫をして資料作りをしてほしい。

答申についての意見・採決

会長が各委員に本案の賛否を諮ったところ、全員賛成により、議事第 3 号及び第 4 号は諮問のとおり承認することに決した。

答申書の取扱いについて

本日の質疑及び意見を踏まえて答申（案）を事務局に作成させ、会長監修のうえ本日の出席委員に送付。各委員は意見を期日までに事務局に伝え、その際の意見の採否については会長に一任する。

その後、事務局は、意見を反映させた最終の答申（案）を作成し、再度、各委員へ送付。各委員は意見を期日までに事務局に伝え、その際の意見の採否については会長に一任する旨、会長が諮ったところ、各委員了承した。

第5号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告

【説明】事務局より、資料に基づき説明（資料番号2）

- ※ 「高座」のころ。ブランドに関するアンケート調査事務」について、登録簿の備考欄に「条例第9条第1項第4号の規定により町民窓口課から」と記載されており、これは目的外利用、提供において審議会に意見を聞いた上で必要であると認められたときという規定であるが、この事務に係る諮問は審議会に対して行われたか。
→ 条例が施行された当時に、各種アンケートの実施のため、住民基本台帳登録者の個人情報の目的外利用及び提供について当審議会に諮問し、答申を得たものである。
- ※ 前回諮問されたプレミアム付き商品券の事務は、過去の答申のどれにも該当しないので諮問したということか。
→ プレミアム付き商品券の諮問は目的外利用についてではなく、条例第6条ただし書に基づき、要配慮個人情報の取扱いについて諮問したものである。
- ※ 資料が見つらいので、例えば申請書の裏面はその登録簿といったように体裁を読みやすいように作ってほしい。

第6号 その他

- ※ 町民センターにある会議傍聴記録の閲覧場所に閲覧日時等を記載する閲覧簿があるが、日付の欄に「平成」と印字されている閲覧簿のままなので、直すように所管課へ伝えてほしい。
→ 所管課へ伝える。
- ※ 以前、当審議会で議題となったドライブレコーダーについては、すでに取り付けられ運用されているのか。個人情報の取扱いに関する問題等は起きていないか等経過報告をしてほしい。
→ ドライブレコーダーは全車両に取付け済で、現在のところドライブレコーダーの記録が必要となるような事態は起こっていない。外部から記録を見せてほしいといった問い合わせもない。順調に運用されている。

※ 首里城の火災で消防の人が撮った動画が SNS に拡散されたり、あおり運転に関して無関係の女性の情報を議員が誤って SNS に投稿する等の問題が起こっており、情報を取り扱う人の意識が大事なので、十分注意して取り扱うようにしてほしい。

※ 例えば、行方不明者の捜索にドライブレコーダーの記録は有効であると考えているが、そういった記録の活用に関する申し込みはあったか。

→ そういった報告は所管課から聞いていない。今後そういった申込みがあれば、状況に応じ慎重に判断していく。

※ 前回の審議会でプレミアム付き商品券の事務について諮問されたが、その個人情報の取扱いはスムーズに行われているか等、当審議会に諮問した事務については、議事のその他のところで報告するようにしてほしい。

4. 閉会